

広島地方合同庁舎防災棟（仮称）整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第2回）

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
50	入札説明書	3	32	3_（7）事業期間等	8月25日から27日に対話が予定されており、7月24日以降の対話の議題申込受付時に、議題説明の場を設けていただくことは可能でしょうか。	対話の実施にあたり、提出された議題について説明を受ける場を設けることとします。
51	入札説明書	6	23	4_（2）_⑤	労災事故による指名停止に起因して、違約金は科されないと考えてよろしいでしょうか。	労災事故の状況・原因や本件工事への影響等を勘案したうえで、【資料－1】「事業契約書（案）」第86条第2項の解除事由に該当し、国が事業契約を解除した場合は、違約金の対象になり得ます。
52	（資料－1）事業契約書（案）	3	8	第2章_第9条_契約の保証	施設整備期間の契約の保証について記載されておりますが、維持管理運営期間についても同様に履行保証保険を付保が可能となるようご検討をお願いできますでしょうか。履行保証保険の付保が可能となれば、金融機関から要求される違約金のための現金リザーブ及び当該資金調達が必要となり、金利を圧縮することができ、入札コストの低減につながります。なお、事業契約書に維持管理運営期間中の履行保証保険について記載いただくことで付保が可能な建付けとなります。	【資料－1－1】「事業者等が付す保険等」に記載の保険等は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証及び保険内容とすることを妨げるものではありません。そのため、ご質問に記載の保険を付保することは提案事項と考えております。
53	（資料－1）事業契約書（案）	3	12	第2章_第9条_第1項（契約の保証）	「保証金額又は保険金額は、本件工事費等の10分の1以上に相当する額」と記載されておりますが、「本件工事費等」は「様式B-6-19建設工事費等（参考）の合計（Ⅰ～Ⅵ）[G43]」に記載の金額となる理解で宜しいでしょうか。	本件工事費等は、【資料-1】「事業契約書（案）」別紙2の111.に規定する定義のとおりであり、ご質問の金額が想定されますが、契約締結後から最初の施設整備業務契約の締結日までの変更が生じる場合には変更後の本件工事費等の金額となります。
54	（資料－1）事業契約書（案）	4	26	第11条	事業契約書等に瑕疵等があり、当該瑕疵等の存在について事業者が合理的に予測できないような場合には、事業者が責任を負うことが困難なため、そのような場合に事業者が責任を負わない旨明記していただけないでしょうか。	個別具体の事象により、【資料-1】「事業契約書（案）」の各条項の規定に従って判断します。
55	（資料－1）事業契約書（案）	10	24	第2章_第22条_第2項事業者に対する支払い	事業費の支払について、事業者に対する債権及び債務を国の任意で相殺される場合は、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけますでしょうか。任意で相殺されてしまう場合は業務受託者や資金調達先の金融機関への負担が大きく、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	当該条項は、ご質問に記載のとおり、事業者から国に違約金や損害賠償が支払われない際等の対抗措置として法令等の範囲内において対当額で相殺できることを規定したものであり、国の事業者に対する債権及び債務を国が任意で相殺することを意図するものではございません。ただし、前提条件を限定することによって、国による相殺が可能な時期等に制限が生じる恐れがあることから、原案のとおりとします。
56	（資料－1）事業契約書（案）	10	31	第23条第2項	国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）は現時点では3%でしょうか。	回答時点においては3%となります。
57	（資料－1）事業契約書（案）	14	3	第2章_第32条_第2項要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
58	（資料－1）事業契約書（案）	14	4	第2章_第32条_第2項要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
59	（資料－1）事業契約書（案）	14	5	第32条第2項	「当該変更により防災棟の引渡しの遅延が避けられない場合は、国が事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。」とありますが、国の責めに帰すべき事由による要求水準の変更の場合でありかつ「遅延が避けられない場合」であるため、基本的には引渡予定日合理的な日に変更いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
60	(資料－１) 事業契約書 (案)	14	7	第2章_第32条_第3項要求水準の変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
61	(資料－１) 事業契約書 (案)	14	27	第2章_第33条_第4項臨機の措置	貴省に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
62	(資料－１) 事業契約書 (案)	15	3	第2章_第34条_第3項第三者に生じた損害	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
63	(資料－１) 事業契約書 (案)	15	17	第2章_第35条_第4項法令変更による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
64	(資料－１) 事業契約書 (案)	16	8	第2章_第36条_第2項不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
65	(資料－１) 事業契約書 (案)	16	11	第2章_第36条_第3項不可抗力による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
66	(資料－１) 事業契約書 (案)	16	14	第36条第4項	国が不可抗力により事業費を減額しようとする場合、増加費用が発生した場合(第36条第2項)と同様に、事業者と適切に協議していただけるという理解で宜しかったでしょうか。	減額する場合についても事業者と協議を行います。
67	(資料－１) 事業契約書 (案)	16	28	第2章_第37条_第3項中断による措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
68	(資料－１) 事業契約書 (案)	19	5	第3章_第1節_第44条_第3項近隣対策	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
69	(資料－１) 事業契約書 (案)	19	11	第3章_第1節_第45条_第1項引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
70	(資料－１) 事業契約書 (案)	20	4	第3章_第1節_第46条_第4項調査	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
71	(資料－１) 事業契約書 (案)	20	16	第46条第4項	「国は、本件措置により防災棟の引渡しの遅延が避けられない場合は、事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。」とありますが、国が定めた「本件措置」により「遅延が避けられない場合」であるため、基本的には引渡予定日又は完了予定日を合理的な日に変更いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	(資料－１) 事業契約書 (案)	20	24	第3章_第1節_第46条_第6項調査	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
73	(資料－１) 事業契約書 (案)	20	31	第47条第1項	「当該契約書案を提示し、国の承諾を得なければならない。また、当該契約書の主たる内容を変更しようとするときも同様とする。」とありますが、合理的な理由なく承諾が留保されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	(資料－１) 事業契約書 (案)	23	20	第3章_第3節_第54条_第4項実施工程表	工事進捗の遅延を早期に把握する目的との理解ですが、出来高予定よりも進捗している状況においても(遅延している状況ではなくても)、5%超の変動が生じた場合には理由が必要となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
75	(資料－１) 事業契約書 (案)	26	10	第３章_第５節_第６３条_第２項引渡し	「引渡受領書」は引渡日当日に事業者に交付されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	(資料－１) 事業契約書 (案)	26	19	第３章_第５節_第６４条_第３項部分使用	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
77	(資料－１) 事業契約書 (案)	29	29	第４章_第１節_第７３条_第３項本施設の損傷	「当該復旧に要する費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
78	(資料－１) 事業契約書 (案)	30	27	第５章_第７６条_第２項施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
79	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	1	第５章_第７６条_第４項施設整備費の支払	モニタリングによるサービス対価の減額に加え、減額金額と同額の違約金を事業者が負担する旨が規定されています。 サービス対価の減額に加えて、さらに減額相当額と同額の違約金を課すことにつき、事業者による提案内容の履行確度を高める目的であるとしても、国に生じ得る損害又は不利益との対応関係をを超えて、国に経済的利益が生じ得る水準となることは、合理性に欠けると思料します。 加えて、事業者の資金調達先である金融機関は、当該違約金の発生に備えたりザープ設定その他の信用補完措置を求める可能性があり、結果として支払金利その他資金調達コストの増加により提案価格の上昇につながるものが想定されます。 当該違約金を設定することは客観的にも合理性に欠けると思料されますので、当該違約金の削除を要望します。	第76条第4項におけるサービス対価の減額は、施設整備に係る提案等（業務要求水準書の記載事項を含む。）が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合において、当該部分に係る施設整備費の減額を行うものであり、施設整備費を事業者による給付の内容に対応した金額に調整するものにすぎません。 他方、同項における違約金には、事業者による提案事項の義務履行を促し、施設整備の遂行の結果得られるサービス提供の実現に悪影響がでないよう履行確保手段を規定したものととなります。質問にご記載のように、国に経済的な利益を生じさせることを目的とするものではありません。そのため、原文のとおりとします。
80	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	3	第５章_第７６条_第４項施設整備費の支払	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	No. 79の回答をご参照ください。
81	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	7	第５章_第７６条_第６項施設整備費の支払	「合理的な増加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
82	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	18	第７８条 附帯事業５	第一回質疑（No. 20）において、附帯事業に係る貸付契約又は使用許可の相手方が事業者（SPC）に限ります」と回答を頂きました。①確認ですが、附帯事業にかかる貸付契約または使用許可は本事業の事業契約とは別の契約をSPCと締結するとうことでしょうか。②SPCが附帯事業関係の契約当事者（使用許可を受ける者）となるとのことですが、実際に附帯事業を行う会社へ附帯事業実施場所を転貸することは可能でしょうか。または転貸の形を取らず、委託契約を締結しその場所を使わせるという形を取るようになるのでしょうか。ご教示のほどよろしくお願いします。	①について、国有財産法第18条第 6 項に基づく使用許可により附帯事業を実施する場合、事業者は国有財産使用許可申請書を国に提出し、その許可を得たうえで実施します。事業用地の一部の貸付を受けて附帯事業を実施する場合、事業契約書とは別に国と事業者は国有財産有償貸付契約を締結します。 ②について、使用許可は私権の設定ではないため、権利の譲渡・転貸等という観念はありませんので業務委託等により実施してください。貸付の場合は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号）」の第3節第3の規定に従い、転貸は可能です。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
83	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	31	第５章_第７７条_第５項維持管理・運営費及びその他の費用の支払	モニタリングによるサービス対価の減額に加え、減額金額と同額の違約金を事業者が負担する旨が規定されています。 サービス対価の減額に加えて、さらに減額相当額と同額の違約金を課すことにつき、事業者による提案内容の履行確度を高める目的であるとしても、国に生じ得る損害又は不利益との対応関係を超えて、国に経済的利益が生じ得る水準となることは、合理性に欠けると思料します。 加えて、事業者の資金調達先である金融機関は、当該違約金の発生に備えたりザープ設定その他の信用補完措置を求める可能性があり、結果として支払金利その他資金調達コストの増加により提案価格の上昇につながるものが想定されます。 当該違約金を設定することは客観的にも合理性に欠けると思料されますので、当該違約金の削除を要望します。	第77条第5項におけるサービス対価の減額は、維持管理・運営に係る提案等（業務要求水準書の記載事項を含む。）が、維持管理・運営業務の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又は維持管理・運営業務の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合において、維持管理・運営費又はその他の費用を事業者による給付の内容に対応した金額に調整するものにすぎません。 他方、同項における違約金は、事業者による提案等の義務履行を促し、維持管理・運営業務の遂行の結果得られるサービス提供の実現に悪影響がでないよう履行確保手段を規定したものととなります。質問にご記載のように、国に経済的な利益を生じさせることを目的とするものではありません。そのため、原文のとおりとします。
84	(資料－１) 事業契約書 (案)	31	31	第５章_第７７条_第５項維持管理・運営費及びその他の費用の支払	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	No. 83の回答をご参照ください。
85	(資料－１) 事業契約書 (案)	33	29	第８５条第２項	２ 国は、事業者が附帯事業の全部又は一部を終了することが合理的な理由によりやむを得ないと認めるときには、前項の承諾をすることができる。	質問の主旨が不明であるため回答しません。
86	(資料－１) 事業契約書 (案)	33	31	第８５条３ 附帯事業の終了	第一回質疑（No. 21）にて「事業者の責に帰すべき事由によって附帯事業が終了する場合に、国に違約金を支払うとの趣旨規定が存置されていますが、独立採算で実施する附帯事業において、独立採算事業への投資の未回収という負荷に加えて違約金を支払うという建付けは事業者における過度なリスクではないでしょうか。ご再考をお願いします。」とのご質問に対し「【資料－３】「附帯事業の実施条件」に記載のとおり、附帯事業は要求水準として求める事項ではないため、第二次審査資料において提案がない場合や、実施条件を満たさない提案であっても欠格となることはありません。その上で、附帯事業は第二次審査における加算項目の対象であり、ご質問の条項は当該審査を経て決定した落札者が自らの責めによる事由で附帯事業の全部又は一部を終了する場合の違約金規定として定めていることから原案のとおりとします。ただし、「終了事由が事業者の責めによるものである」ことについての判断については個別具体の事象に基づき、協議を経て決定するものと考えております。」との回答を頂きました。 以降は本件に関する第二回質問の内容となります。「附帯事業は要求水準事項でない」「但し二次深謝の対象であるから違約金の対象となる」とのご回答ですが、その理解の上で、市場環境の変化等によって附帯事業がうまく行かない（不労状態になる）ことは可能性としてはあると思います。民間事業者は投資額の未回収という帰結によってそれなりの負担を負うこととなりますので、審査対象であるか否かの論点ではなく、民間の事業であるという観点から「経済的損失」に加えて「違約金を課す」ことは民間にとって過度な負担となりますことをご理解の上、ご再考をお願いします。	当該条項における違約金規定は、附帯事業の全部又は一部を終了する場合であって、その終了事由が事業者の責めによるものである場合において、国に生じる損害を踏まえた規定です。 その上で、ご質問のような附帯事業の終了事由に限らず、個別具体の事象に応じて違約金の請求の妥当性を判断をするものと考えています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
87	(資料－１) 事業契約書 (案)	33	31	第 8 5 条第 3 項	附帯事業の「一部」を終了する場合には、この違約金は過大と思われますので、一部の終了の場合は協議にしていただけませんか	附帯事業の一部終了の場合は協議を可能としますが、個別具体の事象に基づき国が判断します。
88	(資料－１) 事業契約書 (案)	33	31	第 8 5 条第 3 項	終了事由が事業者の責めによるものである場合とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。事業を提案通りに実施していたにも関わらず、景気等の動向により事業収支が悪化して、付帯事業を終了する場合は、当てはまらないと考えて良いのでしょうか。	前段については、例えば事業提案のとおりに事業が実施されず事業者の任意の判断により終了せざるを得ない場合を想定しています。 後段については、附帯事業は景気変動リスクを踏まえた事業収支計画を作成することを前提としているため、個別具体の事象に応じて違約金の請求の妥当性を判断をするものと考えています。
89	(資料－１) 事業契約書 (案)	34	11	第 7 章_第 1 節_第 8 6 条_第 1 項_国の解除権	本件解除事由について、附帯事業は独立採算業務であるため、附帯事業を起因とする解除は附帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	附帯事業も本事業の一部であり、第86条第 1 項又は第 2 項の各号の定めに従う場合は、本契約の全部又は一部の解除事由となり得ますが、契約解除の範囲については、解除事由に係る個別具体の事象を踏まえて、判断します。
90	(資料－１) 事業契約書 (案)	37	25	第 7 章_第 1 節_第 8 7 条_国の任意による解除権	本件解除事由について、附帯事業は独立採算業務であるため、附帯事業を起因とする解除は附帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	本条は国の任意による解除を定めたものであるため、特定の事由に縛られるものではありません。
91	(資料－１) 事業契約書 (案)	38	25	第 7 章_第 2 節_第 9 0 条_第 1 項事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
92	(資料－１) 事業契約書 (案)	38	30	第 7 章_第 2 節_第 9 0 条_第 1 項事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 91の回答をご参照ください。
93	(資料－１) 事業契約書 (案)	39	13	第 7 章_第 2 節_第 9 0 条_第 3 項事業者の帰責事由による契約解除の効力	第90条第3項においては、第86条第2項第七号、第八号又は第十号に関連する一定の場合に、本契約が解除されたときは、第90条第2項に定める違約金に加えて、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額を、事業者に追加的な違約金として負担させることが規定されています。 談合、入札妨害又は独占禁止法違反の抑止、並びに当該事由が発生した場合における国の損害回復又は制裁的対応という目的は、原因行為者である選定企業等に対し、基本協定書に基づき、直接的に違約金、損害賠償又は補償義務を負担させることにより、十分に達成し得るものであり、本事業の実施のために企業が設立する特別目的会社に負担させることはリスク分担の合理性に欠けると思料されます。 また、金融機関は、違約金による返済原資毀損リスクに対応するため、追加違約金相当額のリザーブ設定その他の信用補完措置を要求する可能性があり、結果として、資金調達コストの増加により事業コスト全体の増加を招くおそれがあります。 以上から、当該規定の削除を要望します。	原文のとおりとします。なお、基本協定書において定める、談合・入札妨害又は独占禁止法違反の抑止等を原因とする違約金の支払義務は、「事業契約が解除されないとき」に発生しますので（基本協定書案13条参照）、事業契約90条3項（事業者の帰責事由による契約解除の効力）が発生する場面と異なります。
94	(資料－１) 事業契約書 (案)	39	35	第 7 章_第 2 節_第 9 1 条_第 2 項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
95	(資料－１) 事業契約書 (案)	40	19	第7章_第2節_第92条_第1項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
96	(資料－１) 事業契約書 (案)	40	34	第7章_第2節_第92条_第2項法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
97	(資料－１) 事業契約書 (案)	41	22	第7章_第3節_第93条_2事業者の帰責事由による契約解除の効力	防災棟の引渡し後において契約解除の違約金として「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の20に相当する額」が規定されておりますが、PFI事業において一般的である「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の10に相当する額」としていただけますでしょうか。 当該違約金相当額を現金リザーブとして金融機関から求められる可能性が高く、100分の20と100分の10の場合で差額1千万円の利息が必要となり、事業費逼迫につながるためです。	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回 追加回答）No. 43、44の回答をご参照ください。
98	(資料－１) 事業契約書 (案)	41	22	第93条3 引渡し後の事業者帰責による契約解除	解除となる年度の運営維持管理費の20％が違約金とするとの規定ですが、一般にこの違約金は年度運営維持管理費の10％にして頂くようご再考願います。SPCの施設引渡し後の違約金対応として資本金の額を検討することがPFI事業において多いと思いますが、20％では資本金の額が1億円を超え、出資者（構成員）の資金負担が過大となり、参画のの動機付けが下がる可能性がございます。ご再考をお願いします。	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回 追加回答）No. 43、44の回答をご参照ください。
99	(資料－１) 事業契約書 (案)	41	22	第93条第3項	維持管理・運営期間中の違約金が”「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の20に相当する額」となっておりますが、他案件と比較しても課題であり、資金調達費用が高くなることから、契約金額もその分高くならざるを得ないと考えております。「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の10に相当する額」としていただけますでしょうか。	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回 追加回答）No. 43、44の回答をご参照ください。
100	(資料－１) 事業契約書 (案)	41	22	第7章_第3節_第93条_第2項事業者の帰責事由による契約解除の効力	防災棟の引渡し後の契約解除について、違約金として事業者は契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の「10分の2に相当する額」を違約金として支払う旨が記載されていますが、どのような損害が生じることを想定されて違約金額を設定されたのでしょうか。 他事業においては「10分の1に相当する額」程度が一般的であり、金融機関は「10分の2に相当する金額」にかかる返済原資毀損リスクに対応するため、違約金相当額のリザーブ設定その他の信用補完措置を要求する可能性があります。結果として、資金調達コストの増加に伴う事業コスト全体の増加を招くおそれがあることから、違約金額の見直しを要望します。	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回 追加回答）No. 43、44の回答をご参照ください。
101	(資料－１) 事業契約書 (案)	41	25	第7章_第3節_第93条_3事業者の帰責事由による契約解除の効力	契約解除の違約金として「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の20に相当する額」のほか、契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の10に相当する額」が規定されておりますが、事象に関わらず契約解除時は一律「契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の100分の10に相当する額」のみとしていただけますでしょうか。	入札説明書・同添付資料等に対する質問回答（第1回 追加回答）No. 43、44の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
102	(資料－１) 事業契約書 (案)	42	27	第7章_第3節_第94条_第3項国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
103	(資料－１) 事業契約書 (案)	43	7	第7章_第3節_第95条_第1項_四法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「合理的な増加費用」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、金融費用等）も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
104	(資料－１) 事業契約書 (案)	86	4	別紙7_第3項_(1)施設整備業務に関する損害分担	「各種追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
105	(資料－１) 事業契約書 (案)	86	15	別紙6_第3項_(2)維持管理・運営業務の損害分担	「各種追加費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
106	(資料－１) 事業契約書 (案)	88	8	別紙9_2_(1)_再計算の利息の算定に係る割賦利率	金融機関からの資金調達が困難になることから、一般的なPFI案件と同様に契約解除の事由に係わらず、上乘せする利ざやを含めて支払いをお願い出来ますでしょうか。	事業者の帰責事由による契約解除にかかる当該条項の主旨を踏まえて、原文のとおりとします。
107	(資料－１－１) 事業者等が付す保険等	2	5	事業者等が付す保険/履行保証保険	念のための確認ですが「保証期間は、最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日までとする」あります。保証期間の始期は「SPCと施設整備業務契約の締結日」であり、「国とSCPとの事業契約の締結日」ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	(資料－１－２) 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	7	施設整備に係る提案等の未達成による減額等	「施設整備の未達成があった場合は、当該部分の施設整備費の減額を行うとともに、同額の違約金を請求することができる」趣旨の記載がございますが、減額と違約金請求は二重の負担となり事業者にとって過度な取り決めとなっております。ご再考をお願いします。また、この規定は事業契約上の施設整備段階での事業契約解除規定と重複しており、且つこの資料１－２の規定の方が重いものとなっております。ご整理とご再考をお願いします。	前段についてはNo. 79の回答をご参照ください。後段について、「事業契約解除規定と重複」、「資料１－２の規定の方が重い」ことの詳細について不明ではありますが、当該規定の見直しは予定しておりません。
109	(資料－１－２) 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	7	第3章_1_(1)	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	No. 108の回答をご参照ください。
110	(資料－１－２) 業績等の監視及び改善要求措置要領	7	7	第3章_3_(1)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	No. 108の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
111	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	7	第３章_第１項_(１)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによるサービス対価の減額に加え、減額金額と同額の違約金を事業者が負担する旨が規定されています。 サービス対価の減額に加えて、さらに減額相当額と同額の違約金を課すことにつき、事業者による提案内容の履行確度を高める目的であるとしても、国に生じ得る損害又は不利益との対応関係を超えて、国に経済的利益が生じ得る水準となることは、合理性に欠けています。 加えて、事業者の資金調達先である金融機関は、当該違約金の発生に備えたりザープ設定その他の信用補完措置を求める可能性があり、結果として支払金利その他資金調達コストの増加により提案価格の上昇につながることが想定されます。 当該違約金を設定することは客観的合理性に欠けますので、当該違約金の削除を要望します。	No. 108の回答をご参照ください。
112	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	9	第３章_1_(１)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	「当該部分に係る施設整備費の減額を行い、さらに、当該部分に係る施設整備費の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」と記載されておりますが、減額と同額の違約金が行われると実質二重での負担となり、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除をお願いできますでしょうか。	No. 108の回答をご参照ください。
113	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	13	第３章_3_(２)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	No. 83の回答をご参照ください。
114	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	13	第３章_第１項_(２)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	モニタリングによるサービス対価の減額に加え、減額金額と同額の違約金を事業者が負担する旨が規定されています。 サービス対価の減額に加えて、さらに減額相当額と同額の違約金を課すことにつき、事業者による提案内容の履行確度を高める目的であるとしても、国に生じ得る損害又は不利益との対応関係を超えて、国に経済的利益が生じ得る水準となるのであれば、その正当性に疑義が生じます。 加えて、事業者の資金調達先である金融機関は、当該違約金の発生に備えたりザープ設定その他の信用補完措置を求める可能性があり、結果として支払金利その他資金調達コストの増加により提案価格の上昇につながることが想定されます。 つきましては、事業コストの増加という形で最終的に発注者側にも不利益が及び得るにも関わらず当該違約金を設定することは客観的にも合理性に欠けると思料されますので、当該違約金の削除を要望します。	No. 83の回答をご参照ください。
115	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	18	第３章_1_(２)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	「当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行い、さらに、当該部分に係る維持管理・運営費及びその他の費用の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」と記載されておりますが、減額と同額の違約金が行われると実質二重での負担となり、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除をお願いできますでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
116	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	27	第３章_2_(２)	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重ではないでしょうか。	事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が、経営管理に関する要求水準として求められており、当該規定は、要求水準の未達による業務不履行が発生した事象をもって、経営管理に関する要求水準も未達と判断して、事業者の運営費や利益を構成する「その他の費用」を減額することを主旨としているため、原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
117	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	27	第３章_第２項_(２)減額算定並びに罰則点及び功績点付与のための区分	業務不履行支払区分の対象となる業務について、要求水準未達により減額又は罰則点の付与が行われる場合に、当該業務に係る支払区分のみならず、「その他の費用」の支払区分についても減額又は罰則点の付与が行われ得るものとされています。 事業者が責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割を負うことは理解していますが、事業者による予防措置・是正対応、管理監督状況等による個別判断でなく、一律に経営管理に関する要求水準未達として「その他の費用」に対する減額又は罰則点を付与することは過大であり、合理性に欠けると思料します。 つきましては、個別業務の要求水準未達が発生した場合であっても、事業者による統括管理上の不備、予防可能性、是正対応の適切性、再発防止措置の履行状況等を踏まえ、経営管理に関する要求水準未達に該当するか否かを個別に判断する運用への修正を要望します。	No. 116の回答をご参照ください。
118	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	7	28	第３章_２_(２)減額算定並びに罰則点及び功績点付与のための区分	業務不履行支払区分の対象となる事業で減額又は罰則点の付与を行った場合、業務不履行支払区分のみならず、その他の費用の支払区分についてもあわせて、減額又は罰則点の付与を行うことは、過重ではないでしょうか。	No. 116の回答をご参照ください。
119	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	1	第３章_２_(３)_② 重大な事象に対する減額	「なお、業務不履行支払区分について減額を行った場合は、その他の費用の当期の支払区分についてもあわせてその支払予定額の３％相当額を減額する。」と記載されておりますが、二重で減額がなされており、事業者への負担が過多であることから、当該条文の削除をお願いできますでしょうか。	No. 116の回答をご参照ください。
120	(資料－１－２)業績等の監視及び改善要求措置要領	10	24	２_(５)_②	ベンチマークの設定は3年後との認識で宜しいでしょうか。また、供用開始3年間はエネルギー及び水使用量のデータ取りとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	(資料－１－３)事業費の算定及び支払い方法	6	6	第２_３_(１)_②_イ 基準金利	金利確定日が令和12年6月1日とされておりますが、引渡予定日（令和13年3月31日）より10ヵ月程度前となっております。 昨今は金利上昇幅が大きく、1ヵ月で20bsp以上変動することもあるため、当該リスクを事業者が負担することは困難であると考えております（10ヵ月だと200bsp以上変動する可能性がある）。 また仮に事業者がリスクを負担した場合、金利上昇リスクを<u>バッファとして事業費に織り込むこと</u>になるため、事業費逼迫につながります。 金利確定日を他自治体案件と同様に<u>引渡予定日の2営業日前</u>にするか、金利確定日の金利が引渡日の金利より一定水準を超えた場合の見直し協議等のご対応をしていただきたく、ご検討をお願いいたします。	金利確定日は、国の予算要求手続き等に必要な期間を考慮したうえで設定しておりますが、金利上昇リスクが反映されることによる事業費への影響を踏まえて、金利確定日の後倒しの可能性について検討します。
122	(資料－１－３)事業費の算定及び支払い方法	6	6	第２_第３項_(１)_②_イ 基準金利	基準金利の確定日は令和12年6月1日である一方、金利期間の開始日は令和13年3月31日以降（防災棟引渡予定日以降）であり、半年以上の期間の乖離があります。一般的には、基準金利の決定日は引渡日の２銀行営業日前としているケースが多く、金融機関としては不確実性（金利変動リスク）をスプレッドに反映せざるを得なくなり、結果として支払金利その他資金調達コストの増加により提案価格の上昇につながることが想定されます。 つきましては、事業費を抑制する観点からも、基準金利の確定日を引渡予定日の2営業日前に見直すことを要望します。	No. 121の回答をご参照ください。
123	(資料－１－３)事業費の算定及び支払い方法	8	14	第5 事業費の考え方 2. 施設費の物価変動に基づく改定	物価に連動して割賦金額が増える場合、一般的にはローンも増額して対応することが想定されますが、その際に発生するファイナンスコスト（アップフロントフィーやリーガルフィー）も割賦金額増額の対象となる理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
124	(資料－１－３) 事業費の算定及び支払い方法	8	14	第5_2. 施設費の物価変動に基づく改定	施設費の物価変動に基づく改定が行われ施設費（割賦元本）が増減し、変更に伴う金融機関への事務手数料等の追加支払が発生した際や、元本増額に伴う割賦手数料の増額が発生した際は、国にご負担いただける理解でよろしいでしょうか。	事務手数料等の金融費用については、合理的な発生が避けられない場合はご理解のとおりです。また、施設費の増額分を割賦元本とする場合の割賦手数料の増額についても、原則として国が負担します。
125	(資料－２)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	3	23	2_2	防災棟は国に引き渡した翌日から維持管理開始、既存棟は令和13年4月1日から開始との記載がありますが、国としては基本的に防災棟の維持管理開始時期は既存棟と同時期（令和13年4月1日）と考えているのでしょうか。	ご理解のとおり、防災棟の国への引渡予定日は令和13年3月31日を予定しております。
126	(資料－２)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	16	第14節 5 施工済杭	『着工・掘削してから施工済杭の健全性調査を行うこと』とありますが、健全性調査の結果、施工済杭の健全性が確認されなかった場合、追加費用の協議対象となるのでしょうか。また、当該理由で予定工期より遅れた場合は、発注者帰責となるのでしょうか。	事業者による施工済杭の調査について、国が入札説明書等で求めた選定企業及び技術者の実績並びに専門的能力及び知見を踏まえて十分に実施されたものであり、その結果、追加費用の発生が避けられない場合においては、発注者帰責による追加費用や工期変更の協議を行います。
127	(資料－２)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	28	第14節 7 埋蔵文化財	『遺構等が発見された場合は発掘調査を行う場合がある』とありますが、発掘調査が実施された結果、予定工期より遅れた場合は、発注者帰責となるのでしょうか。	【添付資料2－6】別紙「埋蔵文化財の調査範囲」の想定掘削範囲を超えた提案等の事業者帰責によるものを除き、発注者帰責による工期変更の協議を行います。
128	(資料－２)業務要求水準書 第3章 経営管理	10	4	第1節_4_（１）_a	総括代理人と管理統括責任者の兼任を認めていただけないでしょうか。	総括代理人と管理統括責任者の兼任を含む事業全体の業務実施体制や兼任による効果や業務への影響について不明であるため、認めることはできません。
129	(資料－２)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	31	第13節 12 関係法令等の遵守	既存棟改修について、アスベストは含有されていないとの理解でよろしいでしょうか。また、アスベスト調査を実施する場合は、当該調査費用については発注者負担と理解していますが、その認識でよろしいでしょうか。	本事業における改修工事対象範囲については、アスベストの含有は把握しておりませんが、前回公告時からの改修工事範囲の縮小に伴い、アスベスト調査の実施は不要と考えております。事業期間中にアスベスト調査の実施が避けられないものとなった場合の詳細は協議によるものとします。
130	(資料－２)業務要求水準書 第4章 施設整備	18	31	第13節 12 関係法令等の遵守	既存棟改修について、もしアスベストが含有されていることが確認できた場合は、アスベスト対策費用については発注者負担と理解していますが、その認識でよろしいでしょうか。	No. 129の回答をご参照ください。
131	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	46	15	第5節_1_（１4）_a_(a)	スクラバー等との記載がありますが、本事業の室でスクラバーが設置必要と想定している室があれば、ご教示いただけますでしょうか	本事業ではスクラバー設置が想定される室はありません。
132	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	47	18	第5節_2_（１）_a_(f)	接地は統合接地方式とする。と記載ありますが、大地との接地抵抗は2Ω以下であると考えてよろしいですか？また、B種接地は単独接地方式としてよろしいでしょうか。	大地の接地抵抗値は「電気設備の技術基準の解釈」に沿ってください。B種接地については単独接地方式として提案してください。
133	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	47	30	第5節_2_（１）_a_(i)	対象となる具体的な機器及び設備システムをご教示ください。	全ての機器、設備システムが対象です。ただし具体的な取り扱いについては、業務実施段階において、具体的な仕様や事業費への影響等を提示いただきながら、協議・決定するものとします。
134	(資料－２)業務要求水準書 第4章 施設整備	48	45	第5節 2 設備性能(1)電気設備	電気自動車用普通充電装置設置6台及び電気自動車用急速充電装置1台については、将来設置とし、当該充電装置の設置、また当該充電装置の運営・維持管理は別途事業との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	49	29	第5節_2_（１）_c_(a)	特高電力2回線引込の際、電力需給用変成器は、参考資料4-20_受変電設備全体単線結線図(改修後)に図示されているように、1台（1VCT＋バイパス方式）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	49	31	第5節_2_（１）_c_(b)	特別高圧変圧器から高圧き電盤までを多重化し。と記載ありますが、参考資料4-20_受変電設備全体単線結線図(改修後)に図示されている回路構成でこの要件を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
137	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	52	29	第5節_2_(1)_k_(b)	主装置は、想定される浸水深より上部階のE P S内に設置。と記載ありますが、非常放送アンプ架となるため、受信機設置と同様に受付巡視・庁務員室でよろしいでしょうか。	第5節_2_(1)_K_(b)の規定は削除します。添付資料4-2各室性能表、【添付資料4-9】「主要諸室の性能」特記事項をご参照いただき、ご提案ください。 なお、本回答と関連して、以下のとおり要求水準の変更を行います。 【添付資料4-2】「各室性能表」 受付巡視・庁務員室 活動拠点等：「D（浸水時は除く）」（変更前：「D」） 対浸水：「Ⅱ」（変更前：「Ⅰ」） また、具体的な設置位置については、運用面や維持管理面、災害対策面等を踏まえて、設計段階にて検討・協議するものとします。
138	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	52	35	第5節_2_(1)_k_(g)	気象庁からの緊急地震速報の信号を4号館既設放送装置より受け、必要な場所に放送と記載ありますが、具体的な場所をご教示ください。	資料2以外に【添付資料4-2】「各室性能表」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」をご参照ください。【添付資料4-2】「各室性能表」にて館内放送が「有」となっている室・エリアが対象です。
139	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	53	23	第5節_2_(1)_n_(a)⑤⑥	監視カメラ主装置の設置室は受付巡視・庁務員室でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	53	25	第5節_2_(1)_n_(a)⑥	4号館防災センターに設置する監視用モニターは本事業で設置する監視カメラの表示を行う。と記載ありますが、防災棟庁舎から監視カメラ用ケーブルを敷設、防災センターモニター装置等の改修など、対応が必要でしょうか。。	ご理解のとおりです。 内容については、【資料2】「業務要求水準書」以外に【添付資料4-2】「各室性能表」、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」をご参照いただきご提案ください。
141	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	55	3	第5節_2_設備性能(1)電気設備	『既存庁舎の受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備及び防災設備等の連動制御及び監視が可能なシステムとすること』とありますが、既存庁舎の受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備などの各設備のメーカー名をお示し頂きますようお願いいたします。	ご質問の対象を4号館として回答します。4号館用の既存の各設備のメーカーは受変電設備は香東電機です。自家発電設備はヤンマーディーゼルです。電力貯蔵設備はGSユアサ・日本電池、防災設備のメーカーはホーチキです。
142	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	55	3	第5節_2_(1)_r_(a)	防災棟庁舎内の中央監視装置のデータを4号館中央監視室にある既設中央監視装置に表示できるようにする。と記載ありますが、既存中央監視装置のデータ連携に既設改造等が発生した場合、別途工事の対応でよろしいでしょうか。	【資料2】「業務要求水準書」、【参考資料4-20】「既存棟（1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館）改修の範囲」『中央監視設備 システム図（参考）』、『中央監視設備 監視項目表（参考）』に必要となる既設改造等についてはPFI事業です。
143	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	55	3	第5節_2_(1)_r_(a)_(g)	防災棟中央監視装置には既存庁舎の受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備及び防災設備等の連動制御及び監視が可能なシステムとする。と記載ありますが、既存中央監視装置の監視ポイント等の連携に既設改造等が発生した場合、別途工事の対応でよろしいでしょうか。	【資料2】「業務要求水準書」、【参考資料4-20】「既存棟（1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館）改修の範囲」の『中央監視設備 システム図（参考）』、『中央監視設備 監視項目表（参考）』に必要となる既設改造等についてはPFI事業です。
144	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	55	15	第5節_2_設備性能(1)電気設備	『4号館中央監視室にある既設中央監視装置に表示できるようにすること』とありますが、4号館に設置されている既設中央監視装置のメーカー名をお示し頂きますようお願いいたします。	【参考資料4-20】「既存棟（1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館）改修の範囲」の『中央監視設備 仕様書』をご参照ください。
145	(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	59	21	第5節_2_(2)_e_(c)	機械設備で設置する中央監視装置について、既存設備の情報は電気設備で設置される中央監視装置からの抽出でよく、機械設備で中央監視装置からの配線は棟をまたぐ必要はないと理解したのですが、その認識で宜しいでしょうか	前段については、電気設備で設置する中央監視装置からの抽出ではありません。 後段については、機械設備で中央監視装置から棟をまたぐ必要はありません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
146	(資料－２)業務要求水準書 第４章 施設整備	66	34	第6節 ２ 共通事項 (12)国が行う調査への協力	『事業期間中における国が行う本施設等に係る調査及びこれに関する資料作成に協力すること』とありますが、事業者が実施する調査以外で本事業に大きな影響を与える調査及び資料作成について、現時点で予定されている項目をお示し頂きますようお願いいたします。	ご質問に記載の国が行う調査や資料作成への協力は、原則として事業者の作業日程及び作業時間帯をはじめとした業務範囲に変更が生じない範囲において協力を求めることを想定したものであり、本事業に大きな影響を与えるものは予定しておりません。
147	(資料－２)業務要求水準書 第４章 施設整備	67	2	第6節 ２ 共通事項 (13)什器・備品の配置計画への協力	事業者にて調達及び管理する什器・備品は、『添付資料5-11 防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準』に記載された備品のみであり、それ以外の什器・備品は発注者である国がご準備頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	運営業務のうち、防災棟共用部備品の調達・管理において調達する備品は、ご理解のとおりです。
148	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	80	26	2_（１）_c_（b）	防災棟及び既存棟の一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬は含まれないとの記載がありますが、添付資料5-6廃棄物収集に係る要求水準には運搬する旨の記載があります。各階のゴミ庫からゴミ集積場までは収集運搬を実施する必要があるとの事でしょうか。	本業務に含まれていない業務としての一般廃棄物、産業廃棄物の運搬、処理業者との契約は、ごみ集積場以降の処理にかかる記載であり、ごみ集積場までの運搬・搬入は本業務に含まれます。
149	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	80	29	2_（１）_c_（d）	既存棟において国が実施する業務項目を具体的に教えて頂いても宜しいでしょうか。	SPCによる維持管理業務開始以降、国において既存棟を対象に発注する維持管理業務は以下のとおりです。 ・清掃・植栽管理業務 ・機械・衛生その他設備の保守管理業務（建築物定期調査、飲料水水質検査及びばい煙測定業務、害虫等生息調査及び防除業務、１号館附属棟簡易ボイラー保守点検業務、自動ゲート保守管理業務、１号館段差解消機保守管理業務、貯水槽衛生管理業務を含む）、空調設備用中央監視装置保守管理業務、吸収式冷温水発生機冷房・暖房切替整備等業務、自動ドア保守管理業務 ・入退館管理システム保守業務 ・昇降機保守管理業務（１～４号館） ・廃棄物処理等業務 ・排水槽等清掃業務
150	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	81	2	第1節 ２ 業務内容 (2)本施設の運営業務	『防災棟共用部備品の調達・管理業務を事業者が行うこと』とありますが、事業者にて調達が必要な防災棟共用部の備品は、『添付資料5-11 防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準』に記載された備品のみであるとし、それ以外の備品は発注者である国がご準備頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	「防災棟共用部備品の調達・管理業務を事業者が行うこと」という記載については、【添付資料5-11】「防災棟共用部備品の調達・管理に係る要求水準」に記載の備品を対象としたものです。
151	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	81	23	3_（２）	維持管理運営業務の管理統括責任者の常駐場所は協議のうえ決定するとの記載がありますが、常駐場所の候補があればご教示ください。	防災棟内の場合は、適切な室でご提案ください。既存棟内の場合は、４号館１階防災センター内や、１室単位で必要であれば２号館１階の現在会議室として使用している部屋が可能です。
152	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	81	23	3_（２）	管理統括責任者が不在となる場合の代務者は常駐している設備責任者又は清掃責任者が担うことは可能でしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えておりますので、適切な代替者（【資料-1】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (2)で定義）を配置してください。
153	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	81	36	3 業務の実施体制(4)	入居官署等から緊急対応又は施設の管理上必要となる保守等業務上やむを得ない事情等により要請があった場合への臨時対応とは設備トラブル以外ではどのようなものを想定しているでしょうか。	既存棟においては例年、現行業務（電気保守）において年8回程度、休日実施の電気工事に係る竣工検査の立会の実績があります。 また、過去には、災害時の空調運転や、大雪時の雪かきなどの事例はありますが、ここ数年そのような事象は発生していません。 ただし、緊急対応等に伴う業務提供時間帯以外での業務対応が発生した場合には、要求水準を満たす限りにおいて通常業務の人員を調整する等して追加費用の発生がないように調整することは可能です。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
154	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	81	38	3_ (4)	緊急対応等に伴う業務提供時間帯以外での業務対応について年間どれくらいを想定しているのでしょうか。年間時間数をご教示ください。(例：年間50H)	No. 153の回答をご参照ください。
155	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	2	3_ (5)	各業務の人員体制の中で、既存棟の電気・防災設備の人員及び防災棟の設備員の人員配置数をご教示下さい。(常駐設備員の配置ポスト数をご教示ください。日勤○名、泊り○名、土日祝○名) コストに直結するため	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えております。なお、既存棟の現行契約では、日勤6名、泊り・土日祝1名以上の配置を求めています。
156	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	2	3_ (5)	電気・防災設備の従事者の待機場所は既存棟及び防災棟ごとに分けるのではなく、1箇所を集約されるのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案によるものと考えております。
157	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	4	5_ (2)	既存棟の区分、範囲、対象、内容に関して事業者が劣化状況を調査して維持管理前に確定させるとの記載がありますが、既存棟の維持管理範囲は明確ではなく、協議して確定させる意味合いなののでしょうか。また、事業者が劣化状況を確認するとありますが、調査する事業者とは、具体的には管理統括責任者の事を指すのでしょうか。	当該記載は、既存棟における維持管理業務（【添付資料2-1-2】「事業対象区分表」のとおり）の実施にあたり、既存の劣化状況を確認し、業務要求水準書を含む入札説明書等の内容を踏まえた提案内容との齟齬がないか確認するためのものです。また、調査実施者にかかる規定は定めておりませんので事業者において適切に実施してください。
158	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	37	5_ (3) _c_③	各業務の有資格者について1人が複数の資格を兼ねる形でも宜しいでしょうか。	関係法令、条例、適用基準として示される「建築保全業務共通仕様書」を満たす等、維持管理に支障を来すことなく、要求水準を満たしている場合は、配置及び兼任は事業者の提案によります。
159	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	84	29	第1節 5 業務の進め方 (3)計画書等の作成、提出等	『事業終了1年前に、以下(b)で・・・(中略)・・・再度事業終了後50年間の大規模修繕を含む長期修繕計画を作成する』こととありますが、大規模修繕は本事業の業務に含まれず、また作成した長期修繕計画についての責任を負わないと理解していますが、その認識でよろしいでしょうか。	本事業の業務範囲には、いわゆる「大規模修繕」は含まれていません。なお、「大規模修繕」が事業期間中に発生しないよう、経常的な保守点検、修繕等の維持管理業務を適切に実施していただきたいと考えています。また、長期修繕計画の提出時にその内容の確認は行いますが、その内容によってその後の大規模修繕の実施要否にかかる責任を事業者が負うものではないと考えております。
160	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	84	40	5_ (3) _e	消防計画書については既存棟で1部、既存棟で1部作成する訳ではなく、既存棟及び防災棟併せて1つの消防計画書を作成するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	28	5_ (3) _j	電気主任技術者の選任は防災棟、既存棟併せて1名で宜しいでしょうか。また電気主任技術者は24時間1名常駐との認識で宜しいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
162	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	29	第1節 5 業務の進め方 (3)計画書等の作成、提出等	電気主任技術者の届出を行うこととありますが、事業者が選任・届出を行う電気主任技術者については、新しく整備する防災棟庁舎のみとの理解していますが、その認識でよろしいでしょうか。	既存棟を含む本敷地内の施設にかかる電気主任技術者とします。
163	(資料－2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	88	20	5_ (10) _a	国が実施する本事業以外の維持管理又は改修工事等について、協力の実施に伴い時間外が発生したり追加人員等が必要な場合、国から依頼を受けた業者へ請求できるのでしょうか。	業務提供時間帯以外での業務対応が発生した場合には、要求水準を満たす限りにおいて通常業務の人員を調整する等して追加費用の発生がないように調整することが可能です。また、上記の調整により、通常業務への支障が見込まれる場合は、ご質問に記載の、協力が必要な工事等を担う業者等への請求について協議も可能とします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
164	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	92	30	2_3_(１)	空気環境測定業務について、測定ポイント数をご教示ください。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えております。 なお、既存棟は1号館9箇所、2号館11箇所、3号館4箇所、4号館31箇所です。
165	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	92	35	2_3_(２)	照度測定業務について、既存棟及び防災棟の測定ポイントをご教示ください。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えております。 なお、既存棟については空気環境測定業務と同じ箇所で測定しています。防災棟については、1フロア1箇所以上（空気環境測定業務と同じ箇所で測定する場合かつ空調の系統が複数ある場合は、系統ごとに1フロア1箇所以上）を想定しています。
166	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	92	39	第2節 ３ 執務環境測定業務 (2)照度測定に係る要求水準	照度測定の実施範囲として、『添付資料2-1-2 事業対象区分表』に記載の通り、既存棟の共用部、専有部ともに対象となっておりますが、各箇所の基準となる照度は別途ご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、照度測定の結果、基準となる照度を満たしていなかった場合の是正処置は、本事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段については、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」第15条関係 第2項に定める照度を基準とします。 後段については、既存棟において基準となる照度を満たしていなかった場合の是正処置は本事業には含まれませんが、防災棟においては対象に含まれます。
167	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	93	3	2_4_(１)_a	定期清掃については基本、土曜日に実施するとの認識で宜しいでしょうか。状況に応じて日曜日に実施する事も可能でしょうか。	定期清掃の実施にあたっては、「添付資料5－2」「諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限」をご確認ください。なお、日曜日における実施については、実施場所の官署との協議によるものとします。
168	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	93	20	4_(１)_f	トイレにおける消耗品(便座クリーナー、トイレットペーパー、水石鹼)の負担は事業者、国のどちらになるのでしょうか。	【資料－２】「業務要求水準書」４．f.に記載のとおり、便所の便座クリーナー、トイレットペーパー、水石鹼、また、要求水準に基づき調達した共用部の備品にその使用目的を達成するために補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品は本事業にかかる費用（サービス対価の対象）に含まれます。
169	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	93	25	第5_2_6入退館管理設備設置・保守管理業務	前回（2024年度）の要求水準書では、リース方式での調達も可能とのことであったが、今回も同様と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
170	(資料－２)業務要求水準書 第５章 維持管理・運営	95	9	3_2_(２)	庁舎運用業務の待機場所はどちらになりますでしょうか。また、夜間・休日勤務を行う場合、または突発的に発生した場合の年間想定時間数を教えてください。	前段については、既存棟内であれば、2号館1階の現在会議室として使用している部屋を想定が可能です。後段については、災害発生時が想定され、災害の規模により増減するものと考えております。
171	(資料－３) 附帯事業の実施条件	3	21	第２_2_(１)_⑥	附帯事業について、国有財産の使用許可の際の使用料は毎年度改定とのことですが、参考までに昨年度などの最新情報に基づく使用料をご提示いただけますでしょうか。	参考資料5-14は昨年度の最新情報で試算しております。 使用許可の際の使用料は、財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年１月７日蔵管第１号）第４節第２．３、「別添第２節「使用料予定価格算定基準」」に基づき算定しますが、本算定基準第２節第5により、前年次の使用料を比較し調整を行ったうえで決定することとしていますので、算定方法の種類・算出方法についてご参照ください。
172	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	15	様式番号：A-3添付① 事業費の内訳（収入計画）	セル029に「=N29-SUM(P29:AP29)」の数式が入っておりますが、誤っているかと存じますので任意で修正してよろしいでしょうか。	ご質問に記載の指摘のとおりですので、「維持管理・運営費、その他の費用」総額の消費税額（F29）と初回を除く各回の「維持管理・運営費、その他の費用」の消費税額の合計（029～AH29）の差分を初回の消費税として修正して作成ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
173	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	16	様式A－３添付②事業収支計画	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない（借入金等償還額及び支払利息は優先ローン借入のみとして算定）場合、本様式のDSCR計算についても、借入金等償還額及び支払利息は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	構いません。なお、DSCRの計算過程が確認できるように作成ください。
174	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	16	様式A－３添付②事業収支計画	DSCRの算定について、実際の支払いベースで算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございいます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの算定についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	構いません。なお、DSCRの計算過程が確認できるように作成ください。
175	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	16	様式番号：A-3添付②事業収支計画	セルW3に「～本列を活用すること」と記載されておりますが、令和22年度の列に令和23年度の金額を加えるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に記載の指摘のとおりですので、令和23年度の列を追加して作成ください。
176	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	17	様式番号：A-3添付③初期投資及びその他の費用の内訳	「初期投資費用_建設工事費等_建設工事費」に記載する合計金額は、様式番号：B-6-19_建設工事費等（参考）の「Ⅲ．防災棟等 計」の金額と一致する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	(資料－４) 提案書類の記載要領	14	33	様式A－３添付④資金調達計画	調達割合については、資金調達総額に対する各資金調達の割合を記載すればよい理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	(資料－４) 提案書類の記載要領	37	6	第２_２．企業名の記載	「代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等)は行わず」、との記載がございいますが、代表企業、構成員及び協力企業以外の企業を第二次審査資料内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
179	(資料－６) 基本協定書（案）	2	1	第４条_第１項_第３号	『事業者を設立する発起人には、事業計画書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない』との記載がございいますが、提案書類にその他の出資者として明示したものは事業者を設立する発起人になれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	(資料－６) 基本協定書（案）	5	10	第１３条	同一事象を原因として、基本協定に関する違約金と事業契約に関する違約金を重ねて請求されないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
181	(資料－６) 基本協定書（案）	5	10	第１３条_談合等不正行為があった場合の措置	事業契約書（案）第90条、第93条でも同様の違約金条項がございいますが、事業契約書（案）に基づき違約金を支払う場合は、基本協定書（案）に基づく違約金は免除される理解でよろしいでしょうか。	No. 180の回答をご参照ください。
182	(資料－６) 基本協定書（案）	5	12	第１３条 談合等不正行為があった場合の措置	第一回質疑（No. 41）にて「「・・乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、支払わなければならない」とのありますが、起きてはならない重大事象であることは承知しているものの、本事業のためのみに組成されたグループのメンバーの行為のすべてを掌握できるものではないため、この違約金支払い義務をメンバーで連帯して負うという規定は民間事業者の本事業への参加意欲を減じかねないものと思料します。連帯規定の存置につきご再考をお願いします。」との質問に対し「国と落札者間で締結する【資料-6】「基本協定書（案）」における当該条文の内容を踏まえて、原文のとおりとします。」との回答を頂いております。ご回答では「連帯規定の存置」について民間企業の過度は負担（他社の行動はガバナンス上もコントロールできない） ことに関する言及を頂いておりません。連帯規定の削除頂けますよう、ご再考をお願いします。	原文のとおりとします。基本協定書上は連帯規定を設けておりますが、グループを構成する企業間における各社の帰責の度を踏まえた負担割合については、本事業の実施にあたって国が関知するものではございません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
183	(資料－6) 基本協定書 (案)	5	27	第 1 3 条第 2 項第 4 号	「乙又は丙のいずれかが中国地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 の規定に抵触する行為を行ったとき。」とありますが、本事業に関係ないケースで中国地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 の規定に該当した場合にも、この規定が適用されると、事業者にとっては過大な負担ともなってしまうため、「本事業に関し、乙又は丙のいずれかが中国地方整備局競争契約入札心得第 4 条の 3 の規定に抵触する行為を行ったとき。」と加筆いただけませんか。	原文のとおりとします。
184	(資料－6) 基本協定書 (案)	5	32	第 1 4 条	国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）は現時点では 3% でしょうか。	No. 56 の回答をご参照ください。
185	(資料－6) 基本協定書 (案)	6	5	第 1 6 条第 2 項	基本協定に関する違約金規定（第13条）の有効期間を事業契約締結までとしていただけませんか。	原文のとおりとします。
186	(資料－6) 基本協定書 (案)	10	14	別紙 3 出資者誓約書の様式	第一回質疑（No. 42）にて「出資者誓約書は構成員各社が直接国に差し入れるものであり、その誓約事業を連帯責任とする必要性はないと存じます。本事業実施のために組成されたグループの各企業の全ての行為を他の構成員が把握することは困難です。ご再考をお願いします。」と質問し、「原文のとおりとします」との回答を頂いております。繰り返しとなりますが、構成員は個別に出資者誓約書を直接差し入れることとなっており、連帯規定をそこに存置する理由がないかと存じます。連帯規定を外して頂きますよう、再考をお願いします。	原文のとおりとします。
187	(資料－7) 現場見学会及び対話実施要領	1	9	1. (2)	現場見学会及び対話の実施時期ですが、予算に納まるかを見極めるために対話1回目を1か月程度早めて7月下旬に実施いただき、その回答含めて2回目を8/25に開催いただくことは可能でしょうか。	現場見学会及び対話の実施時期についてご質問を踏まえて検討します。
188	(添付2-1-1) 本事業の業務内容及び国が実施する業務内容		13	※ 2 【既存棟】	維持管理業務の既存棟について、電気関係、防災設備関係等のみ管理することになっていますが、具体的な項目をご教示ください。また、国が毎年入札を実施する項目を教えて頂いても宜しいでしょうか。	既存棟における維持管理業務の対象については【添付資料2-1-2】「事業対象区分表」をご確認ください。 国が毎年入札を実施する項目は、以下のとおりです ・清掃・植栽管理業務 ・機械・衛生その他設備保守管理業務 ・入退館管理システム保守業務 ・1号館昇降機保守業務 ・2-4号館昇降機保守業務 ・廃棄物処理等業務 ・排水槽等清掃業務
189	(添付2-1-2) 事業対象区分表				消耗品負担についてトイレトペーパーは事業者、国どちらの負担になるのでしょうか。	【資料－2】「業務要求水準書」 4. f. に記載のとおり、消耗品のうち便所のトイレトペーパーは本事業にかかる費用（サービス対価の対象）に含まれます。
190	(添付4-16) セキュリティの考え方	3	11	(5) セキュリティゲート（フラッパーゲート） c.	容易に乗り越えができない対策を行う。と記載がある。 現在、フラップの高さがH700の機器を想定しているが、問題ないか。	事業者の提案によりますが、700mmでは乗り越えのおそれがあると考えます。
191	(添付4-16) セキュリティの考え方	3	13	(6) セキュリティゲート（フラッパーゲート） d.	フラッパーゲートの通過時に異常等が発生した場合、不正行為等を検知して一定時間、通行できないようにすることは可能であるが、「監視カメラで一定時間ロック」とはどのような運用・動作を想定しているか。	異常が発生した状況を確認できるように一定時間表示（静止画像）することを参考に示したものです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
192	(添付5-1)維持管理・運営費コスト管理計画書の内容及び提出時期				計画書の提出時期が防災棟工事完了時となっており、業務開始後の物価変動による価格改訂の協議は随時可能との認識で良いでしょうか。	【資料1－3】「事業費の算定及び支払方法」第5.「3.維持管理・運営費及びその他費用の物価変動に基づく改定」のとおり、維持管理・運営費及びその他の費用のうち翌年度に対価の支払がある費用については当該年度に改定にかかる協議を行うものと想定しております。
193	(添付5-3)定期点検等及び保守業務に係る要求水準			(2)植栽管理に係わる要求水準	防災棟の植栽実施回数は、現在の既存棟の実施回数に準ずるのでしょうか。それとも防災棟として、こちらで回数を提案できるのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えております。
194	(添付5-5)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準				防災棟の定期清掃実施回数は、現在の既存棟の実施回数に準ずるのでしょうか。それとも防災棟として、こちらで回数を提案できるのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて事業者の提案によるものと考えております。
195	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	1	8	業務提供体制の整備	機械警備の導入されていない期間中は、必要に応じた人的警備を併用すること。と記載があるが、参考資料5-10「現行の機械警備について」資料は、一次審査通過者に対して提示することとなっており、必要に応じた人的警備を算出することができないため、機械警備の基準またはそれに準ずる資料を開示いただきたい。	原則として、警備業務の開始にあわせて本施設への機械警備を導入することと定めております。その上で、当該記載は既存の委託警備業務終了及び本事業における警備業務の開始との調整により機械警備の導入されていない期間が生じる場合には、本施設の警備に支障が出ないよう、人的警備による補完を定めているものです。 なお、【参考資料5-10】「現行の機械警備について」は、秘匿性高い情報であるため、一次審査通過者に限り、所定の手続きを経て直ちに交付する予定です。
196	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	1	8	業務提供体制の整備	機械警備の導入されていない期間中は、必要に応じた人的警備を併用すること。と記載がある。本件について、現行の機械警備設置場所に人的警備を配置すると、膨大な人員を配置することになり、現実的ではないと考える。本件に関して、「必要に応じた人的警備」の考え方を示しいただきたい。	No. 195の回答をご参照ください。
197	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	8	業務従事者の要件	「①自衛消防組織業務講習修了者」は、「自衛消防業務講習」との認識で相違はございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	14	業務従事者の要件	「②自衛消防業務資格」は、「自衛消防業務講習」との認識で相違はございませんでしょうか。または、その他に指定資格はございますでしょうか。	相違ありません。その他、業務責任者は施設警備業務1級、業務副責任者は施設警備業務2級等、記載のとおりです。
199	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	25	業務従事者の要件	全従事者にAED講習を義務付ける。と記載がある。 AED講習は、公開講習会、訪問講習会及びオンライン講習会等があり、また主催も、消防署、自治体、NPO団体及び企業（メーカーや代理店）と様々であるが、何を想定しているか。	AED講習の内容を限定するものではありませんが、人命確保のため、全従事者がAEDを利用できるようにすることを当該記載の目的としてご提案ください。
200	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	26	機械警備システムの要件	警報制御装置専用のカードとございますが、カードで警備操作するのは警備員だけでしょうか。もしくは庁舎職員も操作されるのでしょうか。	警備員だけではなく、庁舎職員もカードで警備操作します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
201	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	26	機械警備システムの要件	警報制御装置専用のカードとございますが、庁舎職員も操作されたとすると何枚のカードが必要なのでしょう。	現在の運用は、基本カードリーダー1台につき、警備操作カード1枚となります。各号館の警備室に1枚ずつマスターカードがあります。その他、駐車場シャッター用カード(4号館地下出入口及び4号館付属棟車庫)は、駐車場所1か所につき警備操作カード1枚となります。既存棟にかかるカードは約260枚あります。本件を参考にご提案ください。
202	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	2	52	業務提供体制_機械警備システムの要件	参考資料5-10「現行の機械警備について」については、一次審査通過者に対して提示することであるが、本資料がなければ、センサーの種類、配置場所の算定、積算をすることができないため、機械警備の基準またはそれに準ずる資料を開示いただきたい。	【参考資料5-10】「現行の機械警備について」は、秘匿性高い情報であるため、一次審査通過者に限り、所定の手続きを経て直ちに交付する予定です。なお、機械警備システムの要件については、【添付資料5-8】「警備業務に係る要求水準」の当該箇所を基に計画ください。
203	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	3	26	人物品、車両等の入構管理	建物内外への搬出入場所に指定はございますでしょうか。	建物内外への搬出入場所について、防災棟においては事業者の提案によるものとし、既存棟については既存庁舎の建物及び車両出入口となります。
204	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	3	27	人物品、車両等の入構管理	搬出入する物品、資材については、必要に応じて確認を行うと明記されておりますが、確認を行うべきか判断する基準に決まりはございますでしょうか。	入構管理という業務の内容に合わせて、通常予定されている搬出入であるか否かという判断を事業者において行ってください。
205	(添付5-8)警備業務に係る要求水準	5	40	非常時の措置	土嚢、融雪剤は、事業者が準備(費用負担)するものでしょうか。	国が準備します。
206	(添付5-10)警備業務の配置ポスト	1		注意	※2駐車場の機械ゲート～、他のポストで運用して差し支えないとございますが、【他のポスト】とは警備業務以外で対応しても良いという意味でしょうか。	当該記載はNo.2のポスト以外のポストを想定したものであり、警備業務以外の他の業務担当者による対応を認めるものではありません。
207	(添付5-10)警備業務の配置ポスト	1	38	No6 駐車場管理	駐車場機械ゲートの運用ができない期間が生じた場合の、駐車場の人的配置ポストの標準を示したものであり、通常運用においては、配置ポストとして想定しない。とあるが、突発的に配置が必要になった場合、添付5-10_警備配置ポストの人員では配置することは困難であるため、予め、防災棟等に2名(駐車場管理要員)を遊撃・巡回要員として配置し、突発的事象が発生した場合、駐車場機械ゲートへの配置転換する運用として想定してよろしいか。	当該記載は、駐車場機械ゲートの、事業者の提案による運用開始までの期間における配置ポストを想定したものであり、駐車場機械ゲートの導入後の当該配置ポストは想定しておりません。
208	(参考2-5) 既存樹木リスト				防災棟の清掃・植栽管理について、植栽管理の対象は参考資料2-5に記載のある部分以外との認識で宜しいでしょうか。	植栽管理の対象は、本施設の施設整備業務の範囲に限るものとしており、【参考資料2-5】「既存樹木リスト」に記載の既存樹木については、施設整備業務において移植等を実施した箇所を除いて対象外となります。
209	参考資料4-19 仕様・容量一覧表	18	1	4-19	記載の熱源構成は要求水準書に記載されているBEI=0.6以下を満たしているのか、参考にご教示いただけますでしょうか	当該資料の熱源構成は、要求水準を満たすことを前提として国が想定した一般的な熱源構成を示しておりますが、当該資料は参考資料であることからその内容やBEIを保証するものではありませんので要求水準書を満たすようご提案ください。